

減災促進区域における建築時の推奨条件

減災促進区域における建築については、災害リスクの種類に応じて、以下の条件を守って建築することを推奨します。

災害の種類	安全確保の方策	建築時の推奨条件
津波災害 (浸水深 2 m 以上の地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水深以上の高さの避難所・建物に「逃げる/留まる」ことで安全を確保します。 ・ただし、木造建築などは、建物の流失可能性が高いため、まず建物が流失しない方策が必要になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○倒壊可能性の高い木造建築以外の堅牢な建築物を推奨します。 ○垂直避難が可能な床面高さ以上の構造物を推奨します。(例えば、浸水想定深「3-5m未満」である箇所では、3F以上を推奨します) ○一部居室は浸水想定深より高い場所に配置し、全ての居室が浸水想定深以下にならないよう推奨します。 ○1F部分は倒壊しにくいピロティ型建築とすることを推奨します。 ただし、都市機能誘導区域内をはじめ、にぎわいやまちの景観を重視する場合には、このかぎりではなく、1F部分を店舗等に利用し、津波時には2F以上に避難できるよう、にぎわい等と安全の両立を図ります。
その他 (土砂災害警戒区域、過去の浸水被害地区等)	<p>※構造面での推奨条件は設けませんが、以下を推奨します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者・乳幼児等の自力避難が困難な災害時要援護者の利用する施設について、当該区域内にある場合は、施設管理者は避難確保計画・避難訓練等、迅速な避難に必要な措置を講じるよう促します。 	